

## 大磯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

大磯町国民健康保険税条例（昭和34年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額並びに被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額」に改める。

第3条第1項中「100分の5.6」を「100分の5.7」に改める。

第4条を削除する。

第5条中「2万400円」を「2万2,000円」に改める。

第6条第1号中「2万5,000円」を「2万7,000円」に改め、同条第2号中「1万2,500円」を「1万3,500円」に改め、同条第3号中「1万8,750円」を「2万250円」に改める。

第7条中「100分の2.2」を「100分の2.5」に改める。

第8条中「9,900円」を「1万1,000円」に改める。

第9条中「100分の1.8」を「100分の2.1」に改める。

第10条中「1万円」を「1万1,500円」に改める。

第22条第1号ア中「1万4,280円」を「1万5,400円」に改め、同号イ(ア)中「1万7,500円」を「1万8,900円」に改め、同号イ(イ)中「8,750円」を「9,450円」に改め、同号イ(ウ)中「1万3,125円」を「1万4,175円」に改め、同号ウ中「6,930円」を「7,700円」に改め、同号エ中「7,000円」を「8,050円」に改め、同条第2号ア中「1万200円」を「1万1,000円」に改め、同号イ(ア)中「1万2,500円」を「1万3,500円」に改め、同号イ(イ)中「6,250円」を「6,750円」に改め、同号イ(ウ)中「9,375円」を「1万125円」に改め、同号ウ中「4,950円」を「5,500円」に改め、同号エ中「5,000円」を「5,750円」に改め、同条第3号ア中「4,080円」を「4,400円」に改め、同号イ(ア)中「5,000円」を「5,400円」に改め、同号イ(イ)中「2,500円」を「2,700円」に改め、同号イ(ウ)中「3,750円」を「4,050円」に改め、同号ウ中「1,980円」を「2,200円」に改め、同号エ中「2,000円」を「2,300円」に改める。  
附則中第11項を第13項とし、第10項を第12項とし、第9項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項にお

いて準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第22条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第9条及び第22条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第22条において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第22条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の大磯町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12号第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

平成28年11月29日提出

大磯町長 中 崎 久 雄